

鏡野町商工会旧奥津支所利活用事業

公募型プロポーザル募集要項

令和4年7月21日

鏡 野 町 商 工 会

## 1 趣旨

鏡野町商工会旧奥津支所は、平成10年建築以来、旧奥津町商工会本部会館、合併後は鏡野町商工会奥津支所として長年小規模事業者の支援拠点施設として利用してきましたが、近年は、事務効率化の観点から支援拠点を本部会館に集約し当該建物は使用されていない状況でした。

築後、24年が経過し、商工会本来の目的以外にも使用することが可能となり、当該施設を有効に利活用するため、域振興及び地域活性化に寄与する提案を行う事業者を鏡野町商工会会員から募集するものです。

## 2 対象となる施設

- (1) 施設名 鏡野町商工会 旧奥津支所
- (2) 所在地 苫田郡鏡野町井坂 495
- (3) 構造 事務所棟 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建  
研修所棟 木造瓦葺2階建
- (4) 延床面積 事務所棟 121.69 m<sup>2</sup>  
研修所棟 329.35 m<sup>2</sup>
- (5) 土地 土地の所有者 鏡野町 鏡野町と土地使用貸借契約締結必要

## 3 事業者提案の公募条件

### (1) 基本事項

- ①地域振興及び地域活性化に寄与する提案とします。
- ②敷地の一体的な利用を原則とします。
- ③本件土地上の建物等の利用については、短期的、暫定的ではなく、長期的、恒常的なものとしてください。また、提案内容については、提案者が行うものとし、一括委託等はしないものとします。
- ④風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業及び性風俗特殊営業施設その他これらに類するものでないこと。
- ⑤当会は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて状況を調査し、または利用業者に必要な報告を求めることができます。

### (2) 施設及び土地に関する事項

- ①施設は、賃貸での提案とします。土地の所有者は、鏡野町です。鏡野町と土地使用貸借契約締結が必要となります。
- ②施設の諸条件については、別添「施設別概要調書」を確認のうえ提案して下さい。

## 4 応募資格

応募者は、次に掲げる資格基準を満たす、法人格を有する団体または個人事業者とします。

### (1) 資格基準

- ①鏡野町商工会会員であること。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 5 スケジュール

日 程	内 容
令和4年8月1日から 令和4年8月5日まで	募集要項の配布（鏡野町商工会会員へ配布）
令和4年8月15日から 令和4年8月19日まで	質問書の受付
令和4年8月15日から 令和4年8月31日まで	応募書類の受付
令和4年9月7日	審査会の実施（提案内容のプレゼンテーション） 事業候補者（優先交渉権者）の決定
令和4年9月8日	審査結果の通知

※上記のスケジュールは変更となる可能性もありますのでご了承ください。

### (1) 応募について

- ①応募は⑤に規定する提出書類を郵送若しくは持参により受付期限までに提出してください。
- ②書式等 用紙はA4判とします。
- ③提案内容  
提案いただく内容は、下記の事項を記載するものとします。
  - 地域活性化に寄与する提案であること
  - 地域経済の活性化（地元雇用等）に寄与すること
  - 創造的な取組みであること
  - 内容の実現性・継続性に関すること（事業収支計画を含む）
  - 実施事業のセールスポイント・アピールポイント
- ④提出書類
  - ア 応募申込書（様式1号）
  - イ 事業提案書（様式2号）（※任意様式も可）

- ウ 参考・補足資料（任意の書式、枚数）
- エ 応募者の概要書（様式3号）
- オ 団体等の事業前年度における事業報告書（写し）
- カ 団体等の事業前年度における収支（損益）計算書（写し）
- キ 団体等の事業前年度における貸借対照表及び財産目録（写し）

- ⑤提出部数 紙媒体6部
- ⑥提出期限 令和4年8月31日（水）17時まで  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。
- ⑦提出場所 鏡野町商工会
- ⑧提出方法 持参または郵送（いずれの方法も提出期限厳守のこと）
- ⑨施設見学については、担当窓口（P6）まで随時お電話にてご連絡ください。

## （2）応募から契約まで

- ①事業内容の審査を行い、事業候補者（優先交渉権者）を選定します。
- ②審査は、原則として提案者によるプレゼンテーションにより実施します。
- ③審査の方法
  - ・当会が設置する審査委員会に諮り事業候補者（優先交渉権者）の決定を行います。
  - ・応募者から提出された事業計画等の提出書類等に基づきプロポーザル方式による事業提案に対する評価の合計点を基に、審査委員会の委員の合議により優先交渉権者を選定します。
- ④審査委員会委員  
鏡野町商工会 会長、副会長、筆頭理事、総務委員長、総務副委員長
- ⑤審査項目と配点  
事業計画等の提出書類に基づき地域振興及び地域活性化に寄与し、将来にわたって継続的な内容となっているかなどについて審査を行います。
  - ア 地域活性化に寄与する提案であるか（10点）
  - イ 地域経済の活性化（地元雇用等）に向けた波及があるか（5点）
  - ウ 創意工夫のある事業であるか（5点）
  - エ 内容の実現性に関すること（事業収支計画を含む）（10点）
  - オ 内容の継続性に関すること（事業収支計画を含む）（10点）
  - カ 実施事業のセールスポイント・アピールポイント（5点）
  - キ 賃貸希望価格は、当会の希望価格と合致しているか（5点）
- ⑥事業候補者（優先交渉権者）の選定  
⑤において審査項目の得点の合計が最大であった1者を事業候補者（優先交渉権者）とします。また、最低基準得点として、評価基準点の合計値が5割を超える

こととします。

⑦審査結果の通知

各応募者に対して審査結果を通知します。

⑧本件の執行を中止する場合

本件において、公正な競争が妨げられていると認められる場合は、本件公募型プロポーザル方式による活用手続きを中止することがあります。

⑨その他

- ・応募申込書等提出された資料は、返却しません。
- ・提出された応募申込書等は、本件事務以外の用途に使用しません。
- ・提出後の書類変更はできません。
- ・応募者は複数の提案をすることができません。

⑩提出に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

⑪協議の結果、双方合意に達した場合に本契約を締結します。

⑫協議の結果、合意の是非に関わらず、それまでの検討に要した費用等については、当会では一切の負担又は補償を行いません。

### (3) 提案内容のプレゼンテーション

①実施日時 令和4年9月7日（水）

②実施場所 鏡野町商工会

③提案者 総括責任者を含む3名以内とする。

④その他 時間等詳細については別途通知します。

### (4) 募集要項等の配布・閲覧方法

①配布期間

令和4年8月1日（月）～令和4年8月5日（金）

※鏡野町商工会8月定期便にて、募集要項を配送します。様式等は、配布しないので当会ホームページよりダウンロードして下さい。

②質問受付期間及び回答について

ア 受付期間

令和4年8月15日（月）～令和4年8月19日（金）

8:30～17:00（土日祝日を除く）

イ 提出先

担当窓口（P6）へ提出してください

ウ 提出方法

「質問書（様式4）」に必要事項等を記載の上、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。（郵送の場合は、期限必着）

## エ 質問に対する回答

回答内容は、全質問を一括して令和4年8月23日（火）に当会ホームページに掲載します。

### ③留意事項

- ア 質問を行った法人名については公表しません。
- イ 意見の表明と解されるものについては、回答しません。
- ウ 質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る事項等、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものと当会が認めたものについては、個別に回答するものとします。

## 6 その他の事項

- (1) 当会が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的でを使用することを禁じます。
- (2) 本事業への参加費用、その他費用についてはすべて応募者の負担とします。
- (3) 提出書類等は、返却しません。
- (4) 提出書類等に記載された個人情報、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- (5) 提出書類等は、公開しません。
- (6) 選考結果及びその審議の内容に関し、応募者からの照会には一切応じません。
- (7) 本公募に係る説明会は、実施しないものとします。  
施設見学については、担当窓口(下記)まで随時お電話にてご連絡ください。
- (8) 本要項に定めがない事項については、当事者間での協議の上、決定します。

## 7 担当窓口

鏡野町商工会

〒708-0324 苫田郡鏡野町竹田 747

電話：0868-54-3311

F A X：0868-54-3312

E-mail：kagamino@okasci.or.jp